12　自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することを妨げない。

13　流動資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債に属する資産又は負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産又は負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

14　「その他の流動資産」、「その他の有形固定資産」、「その他の無形固定資産」又は「その他の投資及びその他の資産」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の１を超えるものについては、それぞれ当該資産を明示する科目を用いて掲記すること。

15　前号の規定は、負債の表示に準用する。この場合において、「資産の総額」とあるのは、「負債及び純資産の合計額」と読み替えるものとする。

16　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第２

損　益　計　算　書

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

Ⅰ　ドメイン名関連事業営業損益		
⑴　売上高	×××	
⑵　売上原価	×××	
売上総利益（又は売上総損失）		×××
⑶　販売費及び一般管理費		
１　・・・・・・	×××	×××
ドメイン名関連事業営業利益（又はドメイン名関連事業営業損失）		×××
Ⅱ　（何）業営業損益		
⑴　売上高	×××	
⑵　売上原価	×××	
売上総利益（又は売上総損失）		×××
⑶　販売費及び一般管理費		
１　・・・・・・	×××	×××
（何）業営業利益（又は（何）業営業損失）		×××
営業利益（又は営業損失）		×××
Ⅲ　営業外収益		
１　受取利息	×××	
２　有価証券利息	×××	
３　受取配当金	×××	
４　仕入割引	×××	
５　投資不動産賃貸料	×××	
６　雑収入	×××	×××
Ⅳ　営業外費用		
１　支払利息	×××	
２　社債利息	×××	
３　社債発行費償却	×××	
４　売上割引	×××	
５　雑支出	×××	×××
経常利益（又は経常損失）		×××
Ⅴ　特別利益		
１　固定資産売却益	×××	
２　負ののれん発生益	×××	
３　・・・・・・	×××	×××
Ⅵ　特別損失		
１　固定資産売却損	×××	
２　減損損失	×××	
３　災害による損失	×××	
４　・・・・・・	×××	×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税		×××
法人税等調整額		×××
当期純利益（又は当期純損失）		×××

（記載上の注意）

１　当該事業年度において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。

２　営業外収益に属する収益で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該収益を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

３　営業外収益に属する収益のうちその金額が営業外収益の総額の100分の10以下のもので一括して記載することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

４　雑収入に属する収益で営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて掲記すること。

５　営業外収益に属する収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて、個別注記表に記載すること。

６　特別利益項目のうち、「固定資産売却益」の記載については、当該固定資産の種類又は内容を、その他の項目については、当該項目の発生原因又は性格を示す名称を付した科目によつて掲記すること。ただし、当該事項を科目によつて表示することが困難な場合には、個別注記表に記載することができる。

７　第２号及び第３号の規定は、営業外費用に属する費用、特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失の記載に準用する。

８　第４号の規定は、雑支出に属する費用の記載に準用する。

９　第５号の規定は、営業外費用に属する費用の記載に準用する。

10　第６号の規定は、特別損失に属する損失の記載に準用する。

11　損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。

12　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。